

令和元年度

10月定例教育委員会

会 議 録

(公 開)

令和元年10月18日

1 開 会 14時00分

教育長から、「議題第28号」については、公開することで率直な意見交換が損なわれるものであること、「議題第29号」については、人事に関するものであること、「議題第30号」については、県議会に提出する議案等に関するものであり、現時点では未公表であることから、非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

2 前回の会議録の承認

教育長から、9月25日の9月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ、出席者全員で異議なく承認した。

3 議 事

◎ 議題第26号 県立特別支援学校管理運営規則の改正について

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見御質問等ございますでしょうか。

高木委員

県下全域とした場合、遠い人が自分たちで通うための手段は、こすもす支援学校が斡旋して住まいを用意するとかいうことはないんですか。入学したお子さんや保護者の方が、例えば県北からだったりすると、通学の手段はそちらで考えてください、という理解でよろしいのでしょうか。

特別支援教育課長

そのあたりは特に無いのですが、元々通学区域が県下全域であったのは、寄宿舎等がある学校には、遠隔地から来るということがございまして、そこからの流れで県下全域ということになっております。実際には、西諸の小林、えびの、高原の児童生徒が通うということになっております。

ただし、ぎりぎりの、例えば小林と都城との境目でちょっと都城側にいるとかいう場合でも、利便性を考慮して小林校のほうにということにはございます。しかし、基本的には西諸地区から通うということになっております。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ 議題第27号 県立特別支援学校の部及び高等部の学科等に関する規則の改正について

特別支援教育課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件について、御意見御質問等ありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

◎ その他① 令和元年9月定例県議会について

教育政策課長

(資料に沿って説明)
説明は以上です。

教育長

この件に関して、質問御意見等ありませんか。

木村委員

NO. 45、46、47番の答弁にある「NIE」というキーワードがあったんですけども、すみません、初めて聞いたので具体的にどのようなものなのかを説明していただきたいです。

義務教育課長

「Newspaper in Education」という、新聞を教育の中で生かしていく、ということでその質問をされたということでもあります。

木村委員

何の時間に新聞を使うんでしょうか。国語とか社会ですか。

義務教育課長

全ての教科で使う場合が多いんですけども、国語や社会、特に社会科では新聞を活用した授業を実践されている学校が多数あります。

教育長

NO. 46の答弁であるんですけども、まず新聞の配備率が、小学校が69.5%、中学校が75.8%、高等学校が100%と、まず新聞が図書館にあるか

ないかということもあるんですが、市町村によっては少し新聞の配備も頑張らなくてはならないのかな、というところですね。

高木委員

すごく前向きなんだなと思ったのがですね、NO. 2の教科担任制について、小学校の先生は全教科教えなくてはならない状況で、休みづらさもあるでしょうし、一方でものすごく仕事が詰まっていて、自身の教科を深めたり学ぶ時間が少ないという声も聞きます。この御質問に対して答弁がなされていますが、特に今後は、学級担任が国語とか算数とか、一部の教科を分担し合うということなのか、この辺をもう少し詳しく教えていただけるとありがたいです。

義務教育課長

一部教科担任制について、中学校の場合は、全ての教科を教科担任が担当しますが、小学校の場合は原則として学級担任が学級の子供たちを教えます。これを例えば1組と2組の先生が、1組の先生が1組と2組の国語を教える代わりに、2組の先生がどちらのクラスも算数を教えるというふうにして、全教科ではなくて一部の教科を分けて交換授業を行ったりしていく、ということであります。

高木委員

ということは、2クラスを一人が持つということですか。

義務教育課長

そういうことになります。ただそこに加配といいますか、一人プラス α でつけばその分一人の先生の空き時間が増えたりということにもなってきます。

教育長

よろしいですか。

では、この件についてはこれで終わります。

◎ その他② 県立高校生の就職内定状況について

高校教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件について、御意見御質問がありましたらお願いします。

高木委員

県内の就職内定のポイントが上がっているのには、何か考えられる理由がありますか。

高校教育課長

やはり、県内の求人票が随分早く出るようになったということです。以前は求人数が大体3月末の求人数と8月、9月末の求人数を比べると、9月末には5割から6割程度しか出ていなかったものが、昨年度でいうと9割が出てきているという状況ですので、そういったところになるのかなと思います。

教育長

今のこの時点、9月末現在で、ということですね。よろしいですか。

では、この件についてはこれで終わります。

◎ その他③ 第74回国民体育大会（いきいき茨城ゆめ国体）の結果について

スポーツ振興課長

（資料に沿って説明）

説明は以上です。

教育長

この件について、御意見御質問がありましたらお願いします。

木村委員

私が初めて国体のほうに行かせていただいたんですけれども、バレー少年と成年、それとバドミントンと馬術と自転車を見させていただきました。知らない世界もあったり、1年間の練習をあのたった1分くらいを目標にして頑張るという姿に、とても感動をいただいて、人生であんなに宮崎と言ったことがないくらい叫ばせていただきました。7年後の宮崎開催に向けて、課題もたくさんあるでしょうが、天皇杯皇后杯ダブルで目指して頑張っていただきたいと思います。ありがとうございます。

高木委員

成績の推移ですけれども、21ページの、大体苦戦しているんですけれども、平成26年の長崎国体だけはどんと良いのは、何か今後に生かせるものがあるのでしょうか。あったら教えていただきたいです。

スポーツ振興課長

長崎国体ですが、実は国体は点数が、競技を構成する人数が多い、いわゆる団体競技の点数配分が高くなっているという状況であります。個人競技は、入賞する8位以内に点数がつきますから、1位が8点で、そこから7点、6点、5点、4点、3点、2点、1点、ということになるんですけれども、8人以上の競技は、それが8倍されます。なので8人以上の競技、サッカーでありますとか、軟式野球、ホッケーなどが優勝すると64点取れるということになるわけで、この長崎の時は、実はソフトボール競技が成年で優勝、少年でもベスト4に入り、サッカーで成年男子が優勝、軟式野球は準優勝、ということで、実は8人以上の団体競

技のほうでベスト4が多かったということで、得点が601点取れたということです。

逆に言えば、今年期待していました、旭化成を主体とする成年男子のソフトボールが1回戦で負けてしまったり、それからサッカーの成年男子、これはテゲバジャーロさんとかホンダロックさん、産経大で構成しておった成年男子ですけれども、このあたりが九州ブロックだけが人の影響で抜けてしましまして、その分の団体競技が今年獲れなかった、という分析を今、しているところであります。ちょうど団体も個人も、そういう形でうまくあった時がこの長崎県の大会だったと言えると思います。

高木委員

団体の得点が高いのがよく分かりました。

教育長

団体が優勝すると64点

スポーツ振興課長

8人以上が8人×8点で64点取れます。

教育長

8人以上であれば一律なんですね。11人でも、15人でも。

スポーツ振興課長

はい、そうです。5、6、7人競技だと5倍で、8点×5で40点、2、3、4人競技だと3倍なので、8点×3で24点取れます。

教育長

例えばバレーボールは6人制だと30点になるということ。

スポーツ振興課長

5、6、7人競技に入りますので、掛ける5倍で8点×5の40点になります。成年男子と少年男子の二つの種別で入賞しまして、成年が5位、少年が4位でした。

高木委員

8点というのが基本の数字なんですね。8点に何を掛ける、ということですね。

教育長

団体競技が上にいかないと点数が上がらないということですよね。来年は鹿児島ですので、見に行きましょう。

よろしいですか。

では、この件についてはこれで終わります。

◎ その他④ 平成30年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

人権同和教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御質問御意見等お願いします。

松山委員

質問です。24ページ(2)のいじめの解消状況についてですが、「その他」の具体的な内容を教えてください。

人権同和教育課長

「その他」については、転校でありますとか、転学でありますとか、通学指定区域の変更を行ったものであります。

松山委員

8件ともそういうもの、ということですか。あともう1点あるのですが、同じ項目で、平成30年度より前の、例えば平成29年度に発生していたいじめというのもこれに含まれるんですか。継続して取り組んでいるものも、いじめの件数として加算されるんでしょうか。

人権同和教育課

文部科学省の調査は、その年度ごとの調査になっておりまして、この数字は平成30年度のデータであります。

松山委員

私が気になるのが、「解消に向けて取り組み中」というものが、この年度で終わらない状態で、次年度でどういう結果になったのかという追跡が必要じゃないかなと思うんですけれども。

人権同和教育課長

おっしゃるとおりで、年度ごとの調査ですので4月以降のものがここに反映されておりません。本課としましては、全ての学校を追跡調査することは難しいので、次年度に向け、解消に向けて取組をしている件数が多い学校を抽出しまして、9月にその後どうなっているのかという調査を行いました。それによりますと、「大部分が解消しました。」という回答をいただいておりますが、中には「まだ継続して指導中です。」という報告も数件ございました。

松山委員

可能な限り「解消しているもの」に入るように、追跡して指導していただけるといいかなと思います。以上です。

高木委員

同じところですけども、いじめの解消というときに、これは学校の対応だけを挙げているのでしょうか。学校が対応していて、学校でいじめがなくなったもの、という理解でよろしいのでしょうか。

人権同和教育課長

その中でも、色々な関係機関と相談したものもあります。それも含めて解消ということに計上しております。

高木委員

「いじめはあるものとして考えましょう。」とよく学校の先生方もおっしゃっていますけれども、解消というときに、当事者間だけで終わらせるのではなくて、なぜいじめが起きたかということ、子供たちも日々の学びの場なので、「こんなことをされるとしんどいんだよ。」とか、いじめを教育材料にしましょうという言い方は表現が適切ではないですけども、そこから学んでいく。ただ、見た目がなくなってしまうような、潜んでしまう、潜在化してしまうような解消ではなくて、心の中にちゃんと落ちていくというか、「やっていたことはいけないことだったな。」とか、見ていた人達も「何か言うべきだったな。」と、いじめられている子も「相談できる関係があれば良かったな。」と、学校現場で起きるからこそ、学びの場にして解消していくというか。また、連携されているということだったので、保護者も我が子がいじめているとか思いもしない、いじめられているとも分からなかったとか、その辺も踏まえて保護者もよりよい解消に向けて、見えなくなるだけではなくて、声を通して親も子も育ち、真にいじめがなくなっていくという取組が大事なのかなと思ったところでした。

松田委員

23ページのいじめの状況についてですが、今までずっと「いじめの積極的な認知に向けた取組を行っている」と書いてございます。確かに、本県の場合は、細かな事案についても、学校からあがってきたものについては全てあげるという取り組み方をしているとは思いますが、それによって、1,000人当たりの認知件数が全国的にも高いという形になってはいますが、高い低いということについては、新聞やマスコミ等でも提示の仕方があると思うんですけども、本県の場合は、細かな事案についても出している。ただ、この取り方だと、他の都道府県とは必ずしも本県と同じような条件ではない、ということで、件数にあげるということについて各県において差があるんですけども、この件について文科省はどのように考えているのかお聞きしたいのですが。

人権同和教育課長

文科省につきましても、本県がやっているように、小さなことから積極的に認

知して早期に対応をとという考え方でありまして、今年度から文科省が認知件数を発表する資料には、次のように表示されるようになりました。ちょっと読ませていただきますが、「認知件数の多い学校は、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っていると極めて肯定的に評価する。」と評価していただいていますので、本県は、これまでどおり積極的な認知に取り組んでいこうと考えております。

松田委員

文科省としてもいい方向で評価してくださっているということですね。ただ、一方で気になるのは1番の「暴力行為の状況」で、私としては小学校の75件というのがどういった内容か、教師に対する暴力が多いのか、または生徒間同士の些細な言い合いになった行動も入っているとは思いますが、75件というのは全国的には少ないものの、本県で「暴力行為」という言葉が使われると、どういったものがあるかなと思ひまして、教えていただけませんか。

人権同和教育課長

小学校の75件であります。この「暴力行為」は4種類ございまして、今委員がおっしゃられた、教師に対する「対教師暴力」、子供同士の「生徒間暴力」、見知らぬ方への「対人暴力」、学校の設備を意図的に破壊する「器物破損」であります。この四つを合わせて75件であります。もっとも多いのは、子供同士の「生徒間暴力」が圧倒的に多くなっている状況でございます。

松田委員

細かなものですよね。取っ組み合いで新聞沙汰になっているものってありますか。

人権同和教育課長

おっしゃるとおり、この暴力行為で警察に補導とかそういう事案じゃなくて、やはり叩きあったとか、そういったものも「暴力行為」で報告していただいて、ということでもあります。

高木委員

25ページの7の「教育相談の状況」についてですが、教育相談というのは主に、相談されるのは保護者だろうと推測されますが、来所相談は横ばいという感じですけども、電話相談が大きく増えているのは、何か理由があるんでしょうか。

人権同和教育課長

夏休み前に、相談窓口を紹介した小さなカードを県内の全ての児童生徒に配布しておりまして、そういった周知が進んできて、相談窓口を利用される方が増えてきているのではないかと思います。大変大切なことだと思いますので、今後もそうした相談窓口を積極的に紹介して、利用していただくように取り組んでいきたいと考えております。

高木委員

なるほど、そういった広報の結果ということですね。ありがとうございます。

木村委員

保護者として、この件数というのは、昨年度から比べて増えているという状況は正直ショックでした。やはり、あれだけ学校の先生方が取り組んでいるのに増えているんだなと思って、保護者としてはこの数字なり、全国では下のほうとか聞いてもとても不安になるので、学校側は何もしていないのかなというふうに思ってしまうので、色々聞きたいんですけども、この25ページの5番の「高等学校における中途退学者数」なんですけど、これは暴力行為やいじめ、不登校などでの退学が原因の子たちなんですか。

人権同和教育課長

この中途退学については、いじめとか暴力ではなくて、進路変更でありますとか、学校が合わないとか、そういった理由で退学した生徒であります。ただ、数が増えておりますので、これも本県の重要課題であるというふうに考えております。

木村委員

色んな説明を聞かないと、数字だけ見たら保護者はとてもショックを受けると思うんですけども、あと7番の「教育相談の状況」なんですけども、電話なり来所なりもそうなんですけど、多分いじめを目撃したとか、クラスとかで気づいている子供もいると思うんですけど、保護者でも。そういった人たちの相談とかいうものはないんですか。

人権同和教育課長

今、委員がおっしゃったように、自分ではないけれども、友達がいじめられているのを見て電話をした、ということで保護者が相談をした事例もございます。

木村委員

そういったところがないと、せっかく気付いているのに気の毒だなと思ったんですけども、あと、今はもう子供たちがスマホなりネットを持っておりますので、ネットいじめとか表に出にくい部分があると思うんです。LINE一つにしても、他からネットパトロールとかをしても見れないと思うので、そういったのを含めると、ひょっとしたらもっと多いのかなと心配になったりして、これをゼロに近づけるには大変な努力が必要になると思うんですけども、地域や保護者で出来ることがあれば、もっと学校と綿密に連絡を取り合ってやっていきたいなとこれを見て思いました。

あと、ちょっと違うかもしれないんですけども、ニュースとかで、教師による教師へのいじめ問題があると思うんですけども、県では現職の教員の先生たちに調査等を行う予定などはおありでしょうか。

教職員課課長補佐（総括）

新聞等マスコミ等で、教員による教員のいじめというのが報道されておりますけれども、私ども教育委員会では、様々な相談窓口を設けているところです。それについて、教員による教員へのいじめというような報告というのは、今のところあがってきておりません。ああいうのというのは「Me too」というような「私も」みたいなことを我々も懸念していたところなんですけれども、今のところそういうことで報告はあがってきておりません。従いまして、それについてこちらから積極的に実態調査を行うところまでは、今のところは考えてはおりません。

木村委員

ああいうニュースを見ると、教員が聖職という概念が吹き飛ぶというか、ただのサラリーマンなのかなと、そういった方々に子どもを預けるのが不安でしょうがなかったのが、今はネットでもツイッターなどでも、すぐにあがったら拡散して広まってしまうので、もしそういう事案があったら先生の間で対処していただきたいなと思いました。

教育長

今日新聞に、この発表の関係は出ておりましたので、これからまた色んな県民の声というか、あるかもしれません。ただ説明があったとおり、いじめの認知件数、人口1,000人当たりが2年連続日本一という中身は、我々のほうが広く拾い上げていると、そして問題はその解消を小さいところから取り組んでいくと、小さいものでも潰して解消していくという姿勢で、取り組んでいる結果ということで考えております。その点は県民の皆様も含めて理解してほしいなと思っています。その点のところは昨年よりは数字は減っているんですが、要は松山委員がおっしゃったように、途中にあったものもきちんと解消が図られているのかという数字が出ていないものですから、そういったものもしっかりやっていかなければいけないのかなと思います。

あと、不登校はちょっと増えていますよね。小学校、中学校、高校とも増えて、全国平均よりはまだ割合的には低いけれど、かなり増えてきているということと、高等学校の中途退学がかなり増えて、全国平均よりは若干というかほぼ同程度ということですが、本県で急に増えたというのは、十分留意していかないといけないのかなと思います。

あとは教師間のことは、先ほど回答ありましたけれども、今のところはそういう事例は報告がないということですが、もし何かあった場合には、またしっかり対応しなくてはならないのかなと思いますが、基本今はないということです。今日の報道では、神戸市の教育長が「言語道断」ということで、調査委員会を弁護士さんを3名入れて調査をしっかりとやるというようなことでしたので、内容等についてまた報道があって、社会全体の反応があるのかなと思います。

教育長

よろしいですか。

では、この件についてはこれで終わります。

◎ 次回会議の日程等について

教育長

それでは、次回定例会は、11月21日、木曜日、14時からとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。
傍聴者の方は、御退席をお願いします。
暫時休憩とします。